

# 国民の不安を取り除くために川内原発の一時運転停止を求める

## 要 望 書

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍晋三 殿

2016年4月18日

一、

現在、日本は2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言中です。同緊急事態宣言中は内閣府に臨時に原子力災害対策本部が設置され、内閣総理大臣たる貴殿が原子力災害対策本部長を兼務されておられます。災害対策本部長の権能はご案内のごとく原子力災害対策特別措置法に明記されておりますが、緊急事態宣言中の新たな原子力災害に対する不安を取り除くことも法令上本部長の重要な責務と解せられます。また同時に日本の法体系の中で、民間事業者でありかつ原子力発電所の運営者である電力会社に対して、拘束力を持った要請（事実上の運転停止命令）を出せる権能を備える行政機関の長は、唯一内閣総理大臣たる原子力災害対策本部長のみです。

二、

2016年4月14日午後9時26分に発生した熊本大地震は気象庁をはじめ多くの地震学者・専門家が当初予測した以上の、意外な展開を見せております。地震に関する専門家の知見がまだまだ発展途上にあることを考えればまたやむを得ないことと考えられます。また多くの国民は専門家の学術的知見や分析を尊重しながらも同時に地震に関する科学が的確な地震予測を明示する段階に至っていないこともよく承知しております。その後いわゆる「熊本地震」は、専門家の予測をはるかに越えて中央構造線に沿う形で南西の方向へ、すなわち九州電力川内原発へ向かう形で延びる勢いを見せており、あるいは東方向大分方面に向けて延伸する構えを見せています。大分県の別府一万年山断層帯のその又先には中央構造線にほぼ沿う形で四国電力伊方原発があります。幸いにして伊方原発は現在運転を停止しております。

三、

一方で九州電力川内原発1号機、2号機は運転継続中です。私どもの不安はここにあります。不安を感じるのは私たちばかりではないようで、ここ数日のマスコミの報道・論調にも、多くの人たちの不安が如実に反映されるようになりました。また直近では原子規制委員会委員長がこの懸念を打ち消すような発言もされました。しかしながら貴殿がここ数日の記者会見等で強調されるごとく、一般国民の不安を一つ一つ取り除くこともまた内閣総理大臣の重要な責務であります。

四、

川内原発営業運転再開の法的当否、あるいは今回地震で川内原発が実際に苛酷事故を起こすのかどうかの議論は当面の問題ではございません。問題は多くの人たちが、強い地震が連続し今後どのような展開をみせるか専門家ですら断言できないような状況の中で継続される川内原発の運転に大きな不安を感じているという点にあります。またこの懸念が全くの杞憂だと誰も言い切れないのもまた事実でございます。

今回地震が一応の落ち着きを見せるまで川内原発の運転は見合わせ、人々の当面の不安を取り除くのが成熟した大人の知恵、内閣総理大臣の責務というものではございませんまいか。幸いにして川内原発の運転を停止したところで、管内には九州電力の発電設備以外に電源開発など有力な発電事業者の発電設備が存在し、電力需給が逼迫するような情勢ではございません。

五、

前述のごとく九州電力に対して事実上の運転停止命令を出せるのは原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣のみです。私どもを含む多くの国民、また現実に今回災害で避難しておられる約11万人避難者、あるいは散乱した自宅の中で水道や電気の供給も絶たれ先行きの見通せない時間を耐えておられる数十万人の被災者の大きな不安を一つでも取り除くことが内閣総理大臣に課せられた責務とすれば、貴殿におかれてはその持てる政治的権能を発揮せられて九州電力に運転停止命令を出していただくよう要望するものです。

六、

なお万々が一、今回地震が引き金となって川内原発が重大事故を起こせば、人々が放射能災害から避難できるような状況ではないことは直近のテレビ報道を見るまでもなく明白です。放射能からの避難は全く不可能です。同時に鹿児島県の策定する広域避難計画などは、一片の空疎な作文に過ぎないこともまた火を見るより明らかです。

七、

今回熊本大地震の予想外の展開に鑑み、九州電力に川内原発の運転停止命令を出していただくよう重ねて要望するものです。

伊方原発広島裁判原告団

名誉原告団長 隅田 正二 (広島原爆被爆者)

原告団長 堀江 壯 (広島原爆被爆者)

原告団副団長 伊藤 正雄 (広島原爆被爆者)